

SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク概要

株式会社 SBI 新生銀行

I. SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス実施に際しての長期的なサステナビリティ方針

SBI 新生銀行グループ（以下「当行グループ」という。）は、当行グループのサステナビリティ経営における基本方針として「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定し、サステナビリティ経営に対する当行グループの考え方及び取組みを示している。

本ポリシーに基づき、環境・社会課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資先及び事業に対するファイナンス施策を一層推進することを目的として、SBI 新生銀行（以下「当行」という。）は、資金の貸し手としてのサステナビリティファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定した。

II. 適格プロジェクトの設定

1. 新生サステナビリティファイナンスの対象となる適格プロジェクト

当行グループによるファイナンスのうち、本フレームワークの対象となるプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という。）は、資金使途が、別に定めている「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクト（以下「グリーンプロジェクト」という。）及び「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクト（以下「ソーシャルプロジェクト」という。）の両方に充当されるものとする（グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの充当資金のリファイナンスを含む。）。

2. プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

適格プロジェクトが有する潜在的に重大な環境・社会的リスクの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがあるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果及び社会課題解決・緩和の効果）と比べ過大でないことについて個別に評価する。

環境・社会に対する潜在的リスクの評価においては、原則として「責任ある投融資に向けた取組方針」及び赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスに準じて、金融庁又は環境省等の官公庁から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める環境影響評価に関する指針、各種社会課題に関する施策等を踏まえ、必要なレビュー及びデューデリジェンスを行うことで、ネガティブな影響の評価項目を特定する。環境・社会的リスクの評価に当たり、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、知見を有する外部専門家に照会し、判断材料とする。

(a)赤道原則適用対象案件

赤道原則に準拠していることを確認する。

(b) 赤道原則適用対象外案件

サステナブルインパクト評価室が環境・社会的リスク評価に使用するチェックリストを用いて、潜在的リスク及びリスク緩和策の適切性を評価する。ただし、適格プロジェクトの性質から、潜在的なリスクの程度が低いと想定されるとき、又はプロジェクトに対する赤道原則に即した環境・社会的リスクが実務上困難なときは、赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスを行わず、特定された環境・社会リスクを中心に借入人、スポンサー、適格プロジェクトを運営するアセットマネージャー等の環境・社会リスクマネジメント体制、デューデリジェンス体制等を確認することとする。

(c) 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当する案件

サステナブルインパクト評価室が適格プロジェクトの環境及び社会に配慮した取組みの実施状況を確認する。

上記に加えて、適格プロジェクトが追求するインパクト領域に関わりうるプロジェクト自体において、又は借入人若しくはスポンサーの不祥事等のインシデントが発生しているときは、サステナブルインパクト評価室は当該インシデント及びこれに関連する適格プロジェクトの環境社会マネジメント体制に対する評価を、本フレームワークとの適合性判断に勘案することとする。

3. 借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略

借入人及びスポンサーが掲げる全社的な企業理念、サステナビリティ目標及び戦略、規準、社内体制等（中期経営計画及びサステナビリティポリシーを含む。）の確認を行う。適格プロジェクトに関して、借入人及びスポンサー自らが想定している持続可能な社会、その実現のために自社として取り組むべき課題及び解決するために自社として提供できる価値、提供できる価値及びそこから生まれる環境・社会に対するインパクトと自社の企業理念及び方針との整合性等について対話を通じて確認する。

特に、現時点ではサステナビリティ及び ESG の取組みに対する評価が低い企業並びに市場関係者によって意見が分かれるセクター及び技術へのエクスポージャーを持つときは、サステナビリティに係る包括的な目標、その目標達成に向けたトランジションに関する計画を含む全社的な戦略、並びに自社事業に関連する潜在的な環境・社会的リスクのマネジメントプロセス及びマネジメントのケイパビリティについてもヒアリングを行い、借入人及びスポンサーのサステナビリティに係る対話を実施する。

4. 運用モニタリング

本フレームワークに基づきファイナンスされる資金については、次の 1) から 3) までについて当行グループが適切にモニタリングできることを確認する。

1) 資金使途

全てのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に適格プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために、貸付契約等において次の（ア）から（エ）までを例とする必要な手当てがなされていることを確認する。

- (ア) 実行金の適格プロジェクト専用口座への入金
- (イ) (専用口座でない場合) 実行金の入出金に係る口座明細の徴求
- (ウ) プロジェクトコストに係る証ひょうの徴求
- (エ) 貸付契約書における資金使途に係る誓約条項規定 等

なお、実行金の全部又は一部がリファイナンスに充当されるときは、リファイナンス時点においてプロジェクトが適格プロジェクトの条件を充足していることを適格性の要件とする。

2) 環境的・社会的な目標及びインパクト・レポーティング

ファイナンスに際しては、借入人が適格プロジェクトで実現しようとする環境的及び社会的な目標（誰が、どのように便益を受けることができるのか）についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的及び社会的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標（アウトプット指標又はアウトカム指標）の使用を求め、可能な限り定量的な指標（例えば、再生可能エネルギーによる発電電力量、CO2 排出量の削減量又は回避量、エネルギー使用量の削減量、大気汚染物質の削減量、次世代自動車の割合、保育園新規入園者数、医療技術の実施件数、融資プログラム利用による雇用創出数等）が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。パフォーマンス指標の選定に際しては、ICMA、LMA、官公庁等が公表する各種資料を参考とする。

3) プロジェクトに付随するネガティブな影響

適格プロジェクトが環境及び社会に対しネガティブな影響をもたらす可能性があり、その影響が回避できないとき、並びにファイナンス実行に当たりその潜在的なリスクが適切に最小化され、緩和策が講じられているときでも、ネガティブな影響が想定以上に顕在化していないかモニタリングすることとする。

5. 借入人及びスポンサーとの対話

プロジェクトの適格性判断時（評価付与に向けた面談、書面での質疑応答等）、及びサステナビリティ評価後（評価内容のフィードバック、運用モニタリング時等）、Ⅲ1.で掲げるフロント関連部署又は専門部署は、必要に応じて次に例示する内容について対話を通じて確認を行うこととする。なお、サステナブルインパクト評価室が対話を行うときは、特にプロジェクトの適格性判断に当たってのサステナブルインパクト評価室の独立性を確保し、評価における公平性及び客観性に影響を及ぼさないように十分に注意することとする。

1) プロジェクトのサステナビリティ適格性に関する確認

- ・ 借入人が当該プロジェクトを通じて対処又は軽減を目指す環境・社会課題及びその方針（Ⅱ1.）
- ・ 当該プロジェクトに関する環境社会マネジメント体制・取組み（Ⅱ2.）
- ・ 当該プロジェクトと借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略との整合性（Ⅱ3.）
- ・ 運用モニタリング時、当該プロジェクト並びに借入人及びスポンサーにおいて、環境・社会面のネガティブな影響が顕在化した、又はその懸念が生じたときは、当該ネガティブな影響の規模・

深刻度等（II4.）

- 2) プロジェクトのポジティブインパクト創出及びネガティブインパクトマネジメントの蓋然性を高め、借入人及びスポンサーに貢献することを目的とした対話
- ・ 国内外でのサステナブルファイナンスの潮流の共有、並びに借入人及びスポンサーのサステナブルファイナンスへの取組みに対する示唆
 - ・ 借入人及び当該プロジェクトの業界全体及び同業他社における国内外のサステナビリティの潮流の共有、並びに借入人のサステナビリティ及びインパクトマネジメントに関する取組みへの示唆及びアドバイス（評価内容のフィードバックもこれを含む。）
 - ・ その他、評価時の対話で得られた、サステナブルインパクト評価以外の領域に資する還元

6. 除外リスト

適格プロジェクトが本フレームワークの1. に記載する適格プロジェクトの条件を満たすものであっても、「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」において禁止される取引に該当するときは、当行グループはかかる投融資を行わない。

また、適格プロジェクト以外の事業も含む借入人及びスポンサー等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念があるときは、サステナブルインパクト評価室はかかる懸念を本フレームワークとの適合性判断に勘案する。

III. 適格プロジェクトの選定基準及びプロセス

1. プロジェクトの選定関与者

機能	部署名	2.のプロセスにおける役割
フロント関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補プロジェクトの選定 ・ 借入人窓口として、必要な情報の入手及びサステナビリティ戦略等に係る対話の実施 ・ プロジェクトに係る期中モニタリング及び借入人との対話
審査関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイナンスの審査の実施
専門部署	サステナブルインパクト推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロント関連部署へのアドバイスの提供 ・ サステナビリティ戦略等に係る対話の実施
	サステナブルインパクト評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトのグリーン性又は/及びソーシャル性の判断 ・ 本フレームワーク、グリーンローン原則又は/及びソーシャルローン原則等への準拠の確認 ・ プロジェクトの環境・社会リスク評価 ・ サステナビリティ戦略等に係る対話の実施 ・ 本フレームワークの見直し
企画関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」の見直し

2. プロジェクト選定プロセス

1) プロジェクトのグリーン性又はソーシャル性に係る判断を行うプロセス

本フレームワーク適用の候補となるプロジェクトの選定は、本フレームワークに定める適格プロジェクトの条件を参考にフロント関連部署が行う。サステナブルインパクト評価室は、フロント関連部署が候補として選定したプロジェクトについて適格性を判断するものとし、判断に際して客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

2) 本フレームワーク等への適合性を確認するプロセス

フロント関連部署はサステナブルインパクト推進部からのアドバイスを踏まえ、当該プロジェクトへのファイナンスが本フレームワークに適合したものとなるように、借入人及びスポンサーと対話を行う。サステナブルインパクト評価室は、当該ファイナンスの「本フレームワーク」又は/及び「グリーンローン原則」並びに「ソーシャルローン原則」への適合性を確認し、サステナブルインパクト評価室員のみで構成される評価会議において最終判断する。

3) プロジェクトの環境・社会的リスク評価に係るプロセス

プロジェクトの環境・社会的リスク評価（「責任ある投融資に向けた取組方針」並びに赤道原則に係る行内規程及びガイドラインを遵守しているかの確認を含む。）は、フロント関連部署から提出される情報をもとに、サステナブルインパクト評価室がこれを行う。サステナブルインパクト評価室は、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

4) ファイナンスの審査を行うプロセス

フロント関連部署に対するけん制機能を果たす観点から、適格プロジェクトへのファイナンスに関する審査業務は各審査関連部署がこれを行う。

5) 最終的にファイナンスを決定（承認）するプロセス

ファイナンスの最終判断は、社内規程の定めるところによる。

IV. 新生サステナビリティファイナンス実行に際しての前提条件

- ・ 本フレームワークに定める当行のプロジェクト選定・承認プロセスを経ていること。
- ・ リスク評価において、環境及び社会に及ぼしうる影響を特定し、必要な対応策を講じていること。
- ・ 赤道原則の対象となるプロジェクトのときは、赤道原則を遵守していること。
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当するときは、環境社会レビューを経ていること。
- ・ 当行所定の審査を経ていること。
- ・ 適格プロジェクト以外の事業も含む借入人等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により適格プロジェクトにかかわらず環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念がある場合はサステナビリティ評価を付与しないときがある。

以上

制定：2020 年 5 月 12 日

改訂：2024 年 12 月 27 日